

監査のあらまし

(令和4年度監査結果の概要)

四日市市監査事務局

目 次

1	監査の目的	1
2	監査等の種類・概要	1
3	監査の視点・効果	2
4	監査等の実施状況	4
5	監査の結果	5
6	監査の結果に基づき講じられた措置・対応状況	6

1 監査の目的

監査は、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理等について、次のチェックポイントを視点として行います。市政運営の監視、評価及び指導を行うことで、市の行財政の適正な運営に資することを目的としています。

チェックポイント

- 事務執行は正確か
- ルールに従っているか
- 無駄はないか
- 効果的な方法か
- 目的にかなっているか

2 監査等の種類とその概要

監査委員は、地方自治法などの法令や四日市市監査基準により、様々な種類の監査を行っています。主な監査等の種類は、次のとおりです。

(1) 法令等の定めにより定期的に行う監査等

監査等の種類	概要
定期監査（財務監査） （法第199条第1項、第4項）	市の事務及び事業の全般を対象とした監査
例月現金出納検査 （法第235条の2第1項）	各会計の現金出納や現金保管が、正しく行われているかについて行う検査
決算審査（法第233条第2項、公企法第30条第2項）	決算の数値が正しいか確かめる審査
基金運用状況審査 （法第241条第5項）	定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査
健全化判断比率・資金不足比率審査（財政健全化法第3条第1項、第22条第1項）	財政健全化法に基づき、市の財政状況を表す指標に対し行う審査

(2) 監査委員が必要があると認めたとときに行う監査

監査等の種類	概要
行政監査 （法第199条第2項）	特定の事務又は事業を選定して行う監査
随時監査 （法第199条第5項）	定期監査に準じて実施
財政援助団体等監査 （法第199条第7項）	市が出資や補助金等を交付している団体を対象に、対象事業が出資や補助等の目的に沿って行われているかについて行う監査

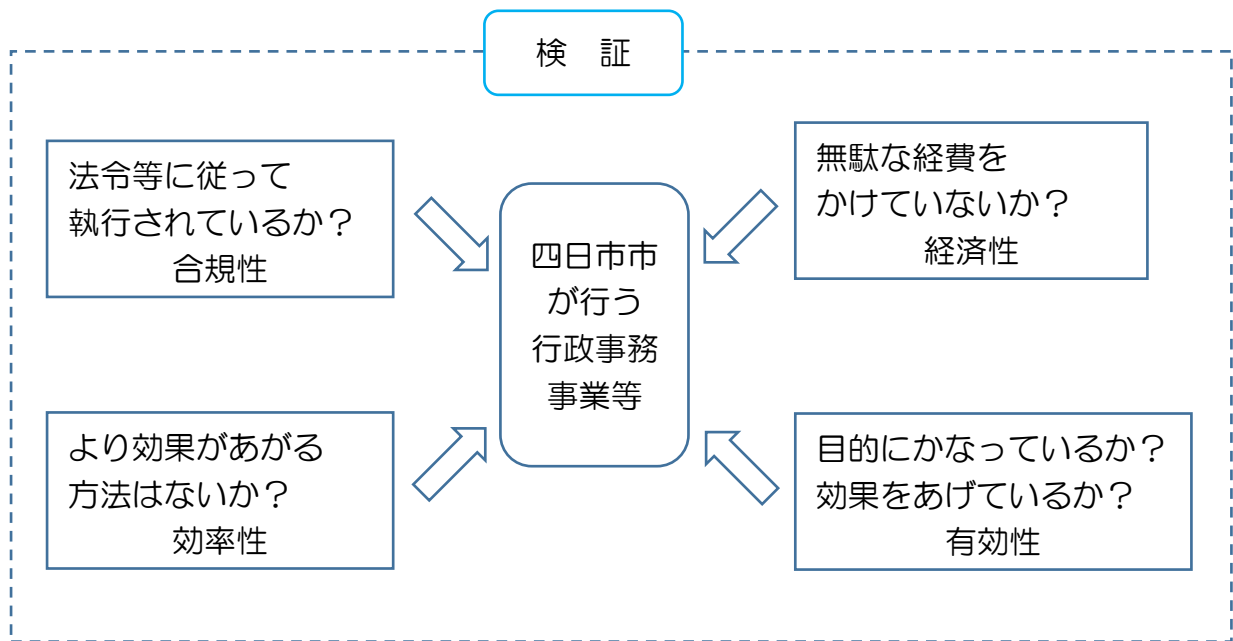
(3) 要求や請求に基づいて行う監査

監査等の種類	概要
住民監査請求に基づく監査 (法第242条)	市の執行機関や職員による 違法・不当な公金の支出などがあるとして、市民から監査請求がされたものについて行う監査

法 : 地方自治法
 公企法 : 地方公営企業法
 財政健全化法 : 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

3 監査の視点・効果

監査では「四日市市監査基準」に基づいて、合規性、経済性、効率性、有効性の視点等から検証・評価を行っています。

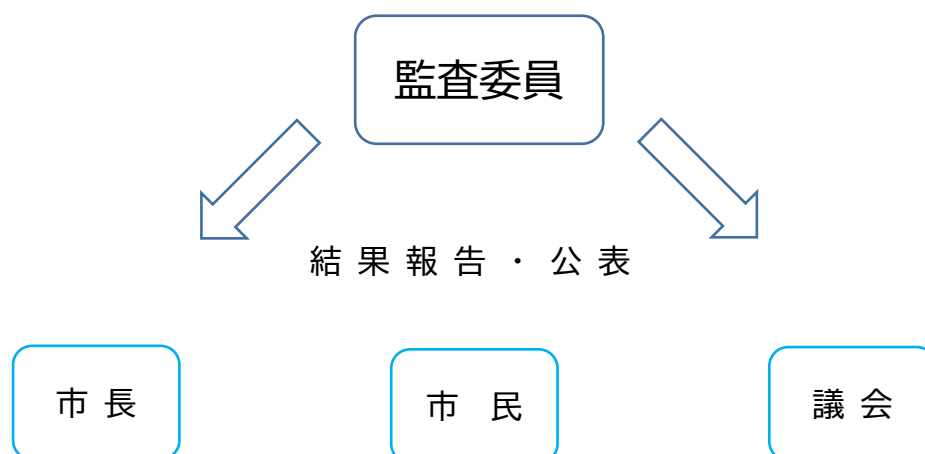


また、各所属が行う事務・事業において想定されるリスクについて、リスクの発生する可能性やリスクが発生した場合の影響度の視点から検証・評価を行っています。

監査委員は、監査結果を「監査結果報告」として市長や議会等に報告するとともに公表します。

指摘を受けた各所属が是正措置を講じたときは、監査委員へ報告し、監査委員はその結果を「監査結果に基づく措置または対応状況」として同様に公表します。

監査という仕組みがあることによって、不適正な業務処理や財務管理が改善されるだけでなく、次のような効果も期待できます。



効果

- ・監査が定期的に行われることにより緊張感が生まれ、業務を適正に行うよう意識が高まります。
- ・過去に指摘され、同じ原因により不適正となるような事務処理がないか点検し、再発の防止になります。
- ・複数の職員によるチェック体制が意識されることにより、不正を未然に防ごうとする意識が高まります。
- ・各業務においてマニュアルやチェックリストなどが作成され、誤りの防止につながります。
- ・他の部署への指摘等を参考にして、誤りやすいポイントや改善方法が共有されるなど内部統制の強化が図られます。

4 監査等の実施状況（令和4年度）

監査委員が令和4年度に実施した監査、検査、審査の実施状況を紹介します。市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうか監査等を行いました。

監査等区分	実施状況（指摘件数等）				
	対象所属	指摘	意見	評価	
定期監査（財務監査） （行政監査を含む）	61所属	21件	321件	8件	
例月現金出納検査	いずれも正確に行われていると認められた。				
決算審査	決算書類はいずれも正確で、予算の執行は概ね適正に執行していると認められた。				
基金運用状況審査	記載内容は正確で適正に確実かつ効率的に運用していると認められた。				
健全化判断比率等審査	いずれも適正に算定及び作成されていると認められた。				
行政監査（特定のテーマを定めて行うもの）	1所属	—	2件	—	
随時監査	工事監査	2工事	—	13件	—
財政援助 団体等監査	出資団体	1団体	—	8件	—
	財政援助 団体	2団体	1件	19件	1件
	公の施設の 指定管理者	2団体	3件	23件	—
住民監査請求に基づく監査	2件				

指摘

．．． 直ちに改善を要するものや適性を欠く事項で是正する必要があると認められるものなど

意見

．．． 業務等の改善方法の検討を促し、注意する必要があるもの、監査委員が特に要望する必要があると認められるものなど

評価

．．． 評価すると意見があった取組み

5 監査結果の事例

監査を行った結果、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられました。

また、監査委員から改善方法の検討を促したり、要望すべき事項などの意見がありました。

指摘 例① 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられました。職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因があります。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ることを求めました。

意見 例② 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられます。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行い、働き方改革の取り組みを進めるほか、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み過労死等認定基準を上回る状況の解消実現を求めました。

意見 例③ 交付金の交付について

交付要綱において対象経費の規定があるにも関わらず、大半を「その他市長が認めたもの」として処理しています。また、交付金の算定基礎が定員数としているものの、定員割れしている団体が多く存在しています。実績報告書の提出も遅延が認められます。

四日市市補助金等交付規則の趣旨に則り、交付要綱を見直し、実態との乖離を解消するよう求めました。

意見 例④ 公文書の作成・保存・保管について

全庁的に不備が散見されます。引き続き改善に向けて関係部局と協議を行い、行政のあるべき姿「文書主義の原則」に基づき、事務の適正化に向けて最大限努めることを求めました。

意見 例⑤ 出先機関の備品の管理がなされていないリスク

工事等で更新された工作物が公有財産台帳に反映されておらず、施設により指定管理者に使用させる備品の考え方に統一感を欠いています。備品・消耗品のリストを指定管理者と共有して厳格な財産管理体制を構築するとともに、使用していない備品は廃棄し、管理しやすい体制とすることを求めました。

意見 例⑥ 補助金の使途の適正性及び効果に伴うリスク

実績報告にあたり、収入を証する書類の写しの添付がなく、また制度開始以来補助事業の効果を数値等で確認していません。成果指標の項目等を設定し、補助制度の効果を客観的に確認する方法を早急に確立することを求めました。

6 監査結果に基づき講じられた措置・対応状況

監査結果の公表後半年後、そして1年後の時期に、結果が報告されます。

監査結果等の詳しい内容については、ホームページでご覧になれます。

四日市市トップ > 市政全般 > 監査 > 監査結果

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/genre/1000100000146/index.html>